

関東農政局
2122号
16.3.19成



15 経営第6919号
平成16年3月18日

関東農政局长 殿

経営局长

住宅の敷地に付随する土地において花きや野菜等の作物の栽培が行
われている場合の農地法の適用について

このことについては、「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」
(平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部決定)において、その解釈を
明確化することとされたところであるが、下記のとおり解するのが適当である
ので、御了知の上、その運用について特段の御配慮を御願いする。

なお、貴局管内都府県に対しては貴職から通知するよう御願いする。

記

花きや野菜等の作物の栽培が行われている土地がごく小面積であり、かつ、
当該部分の位置など住宅の敷地との関係等から見て住宅の敷地から独立して取
引の対象となり得ると認められない場合には、当該部分が現に耕作されていて
も農地法第2条第1項の「農地」には該当しない。

したがって、このような利用が行われている土地について、住宅の敷地と一
体のものとして売買等を行う場合には、農地法に規定する農地の権利移動の許
可を受ける必要はない。

接受
16.3.19
関東農政局